

(受験資格)

第20条 学生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

(試験方法等)

第21条 試験は、学期又は学年において授業を実施した授業科目について、その学期末又は学年末においてこれを行う。ただし、必要があるときは、臨時に試験を行うことがある。

- 2 試験の方法は、筆記、口述、論文及び研究報告等による。
- 3 試験の成績評価は、A、B、C及びDの評語をもって表し、C以上を合格とする。
- 4 試験に合格した授業科目に対して、所定の単位を与える。
- 5 試験に関する規則は、別に定める。

第6章 課程の修了要件及び学位

(課程の修了)

第22条 修士課程又は博士前期課程の修了の要件は、第9条の修業年限を満たし、第11条に基づき30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、修業年限に関しては、特に優れた研究業績をあげた者等に限り、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、次のとおりとする。

- (1) 法学研究科企業法学専攻は、第9条の修業年限を満たし、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、修業年限に関しては、特に優れた研究業績をあげた者に限り、博士後期課程に1年（前項の規定による在学期間1年をもって修士課程を修了した者は2年）以上在学すれば足りるものとする。
- (2) 会計学研究科会計学専攻は、第9条の修業年限を満たし、研究指導12単位を含む20単位を取得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、修業年限に関しては、特に優れた研究業績をあげた者に限り、博士後期課程に1年（前項の規定による在学期間1年をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者は2年）以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第23条 本大学院において研究科の課程を修了した者に、次の学位を与える。

法学研究科	法学専攻	修士（法学）
	企業法学専攻	博士（法学）
会計学研究科	会計学専攻（博士前期課程）	修士（会計学）
	会計学専攻（博士後期課程）	博士（会計学）
人間生活科学研究科	幼児保育学専攻	修士（保育学）
	栄養管理学専攻	修士（栄養管理）